閉鎖機関の特殊清算人の選任

閉鎖機関である蒙彊銀行、中国聯合準備銀行、中央儲備銀行、朝鮮金融組合聯合会、南方開発金庫及び外資金庫の特殊清算人浦上道彦は、平成26年６月10日付で辞任しました。ついては、閉鎖機関令（昭和22年勅令第74号）第９条第１項の規定に基づき、平成26年６月10日付をもって当該閉鎖機関の特殊清算人として入江哲司を選任したので、同令第９条第３項の規定に基づき公告します。

平成26年６月10日　財務大臣　麻生　太郎

在外会社の特殊整理人の選任

金融組合令（大正３年朝鮮総督府制令第22号）により設立され、昭和20年８月15日現在朝鮮にあった金融組合の特殊整理人浦上道彦は、平成26年６月10日付で辞任しました。ついては、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和24年政令第291号）第10条第２項の規定に基づき、平成26年６月10日をもって当該在外会社の特殊整理人として入江哲司を選任したので、同令第10条第４項の規定に基づき公告します。

平成26年６月10日　外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎

在外会社の引当財産の管理人の選任

在外会社遊仙鉱業株式会社ほか30社の引当財産の管理人浦上道彦は、平成26年６月10日付で辞任しました。ついては、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和24年政令第291号）第28条の３第１項の規定に基づき、平成26年６月10日付をもって下記在外会社の引当財産の管理人として入江哲司を選任したので、同令第28条の３第２項の規定に基づき公告します。

平成26年６月10日　財務大臣　麻生　太郎

記

遊仙鉱業株式会社
華北礬土鉱業股份有限公司
松花江工業株式会社
台湾医療物資統制株式会社
朝鮮無煙炭株式会社
合資会社京城日報社
満州塩業株式会社
満州日本洋紙株式会社
満州合成燃料株式会社
親和木材株式会社
朝鮮アルミニウム工業株式会社
三国石炭工業株式会社
関東州木材統制株式会社
朝鮮棉花株式会社
朝鮮海陸運輸株式会社
東拓鉱業株式会社
関東州塩業会
台湾蓄産興業株式会社
台湾農業会
昭和20年８月15日現在台湾にあった台湾産業金庫の所属団体中昭和30年外務省・大蔵省告示第１号によって指定した団体以外の団体（台北信用組合及び台湾農業会を除く。）
満州農産公社
樺太石炭統制株式会社
知取配給統制組合
留多加配給統制組合
有限責任敷香配給統制組合
樺太市町村吏員恩給組合
樺太庁職員共済組合
大洋真珠株式会社
井陘煤礦股份有限公司
満州興業証券株式会社
本斗配給統制組合

特別経理会社の特殊管財人の選任

特別経理会社である帝国燃料興業株式会社の特殊管財人浦上道彦は、平成26年６月10日付で辞任しました。ついては、企業再建整備法（昭和21年法律第40号）第26条の７第７項の規定に基づき、平成26年６月10日付をもって当該会社の特殊管財人として入江哲司を選任したので、同法第26条の７第９項の規定に基づき公告します。

平成26年６月10日　財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月10日
北陸地方整備局長　野田　　徹

1　処分をした年月日　平成26年５月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　南電気工事株式会社　代表取締役　南　　和彦　富山県富山市奥田本町８番44号　国土交通大臣許可（特―23）第45号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年６月11日から平成26年７月10日までの30日間
4　処分の原因となった事実　南電気工事株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成21年４月16日以降、関西電力株式会社が各発注担当部署において、指名競争見積、指名競争入札又は価格提案の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成26年１月31日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月10日
北陸地方整備局長　野田　　徹

1　処分をした年月日　平成26年５月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　笹嶋工業株式会社　代表取締役　笹嶋　明人　富山県南砺市三ツ屋28番地　国土交通大臣許可（般・特―23）第165号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年６月11日から平成26年７月10日までの30日間
4　処分の原因となった事実　笹嶋工業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成21年４月16日以降、関西電力株式会社が各発注担当部署において、指名競争見積、指名競争入札又は価格提案の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成26年１月31日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。